

令和
5年度

「健康づくり優良事業所」 認定制度のご案内

健康増進

※令和4年度中の取組が評価されます



健康宣言!

認定



健康づくり
優良事業所

認定



健康づくり
優良事業所
ゴールド

協会けんぽ福岡支部では、健康づくりに取り組まれる事業所さまを応援させていただくことを目的に「健康づくり優良事業所」認定制度を実施しております。一定の基準を達成し、この認定を受けられた事業所さまには、**各種特典**を用意させていただきます。



特典
1

認定証
の贈呈



特典
2

認定ロゴマークの使用

名刺やポスターに表示し、従業員の健康に配慮した事業所であることをPRできます。

特典
3

住宅ローン
特別優遇商品の利用

西日本シティ銀行

西日本シティ銀行の「疾病保障特約付住宅ローン団体信用生命保険」にかかる保険料を金利上乗せなしで利用できます。

詳細はこちらから→



特典
4

従業員の皆さままでご利用可能!
健康増進に役立つ特典

- ① スポーツクラブの利用料割引 (ルネサンス、エニタイムフィットネス)
- ② 最新精密体組成計 (INBODY) の利用料割引
- ③ 血管年齢測定器の無料レンタル (年度中貸出上限あり)

ワンコイン!

詳細はこちらから→



特典
5

健康づくりに
役立つ!

事業所さま向けの
オンライン健康講習
の提供(初回無料)

デスクで簡単にできる運動講習や、職場でのメンタルヘルス対策等、従業員さまの健康づくりの一助としてオンラインで講習を受けることができます。

定価55,000円のところ、初回は**無料**、2回目以降は33,000円でご利用いただけます。

特典4・5は健康宣言実施事業所の共通特典です



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ



認定基準など
詳細は裏面へ

健康づくり優良事業所の認定基準

- 1 事業主以外の被保険者が1人以上いること
- 2 健康宣言事業所であること(「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録)
- 3 生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率(40歳以上)が80%以上であること
- 4 特定保健指導を利用していること
- 5 健康保険委員の委嘱を受けていること
- 6 がん対策サポート事業所の登録をしていること(福岡県に登録)
- 7 実績報告書を提出していること(協会けんぽ評価項目欄をすべて記入)

※令和5年度の認定基準について

- ・②は令和4年9月30日までに登録が必要です。
- ・③④は令和4年度の実績にて判定いたします(対象者がいる場合のみ)。
- ・⑤は令和4年度末時点で委嘱されていることが必要です。
- ・⑦は令和5年3月頃に当支部より送付。



『令和5年度健康づくり優良事業所ゴールド』認定基準

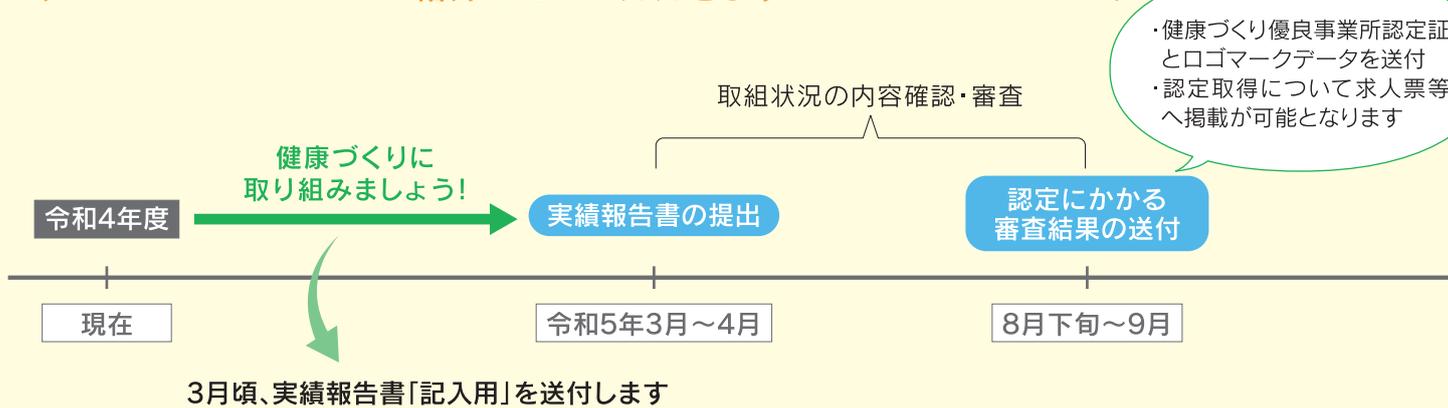
上記①～⑦に加えて(⑦は回答内容を審査)

- 1 生活習慣病予防健診の受診率が80%以上
- 2 特定保健指導の利用率が50%以上

上記2点の基準が令和5年度認定より追加されます。※認定基準内容は変更される可能性があります

認定までの流れ(予定)

令和5年度中、福岡支部広報誌やホームページ等で認定事業所としてご紹介させていただきます



お問合せ



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

企画総務グループ 「健康宣言」担当

☎:092-283-7621

(音声ガイダンスに沿って、最初に「2」を、次に「5」の選択で、担当部署につながります)